

2022年度

一般財団法人富山県バスケットボール協会

第4回理事会



日時：2022年11月15日（火）19時00分

場所：富山市南総合公園体育文化センター3階研修室6

一般財団法人富山県バスケットボール協会第4回理事会次第

1 開 会

2 代表理事挨拶

3 理事会成立

4 議 事

議案第1号 一般財団法人富山県バスケットボール協会旅費規程の一部改正について

議案第2号 一般財団法人富山県バスケットボール協会ガバナンスコードの策定について

議案第3号 一般財団法人富山県バスケットボール協会育成センターガイドラインの策定について

5 報告・協議事項

(1) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について

(2) 専務理事、各委員会等からの連絡・報告について

6 その他

7 閉 会

議案第1号

一般財団法人富山県バスケットボール協会旅費規程の一部改正について

一般財団法人富山県バスケットボール協会旅費規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

2022年11月15日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野 上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会旅費規程の一部を改正する規程

一般財団法人富山県バスケットボール協会旅費規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「往復距離」の次に「(片道距離1キロメートル未満を切捨て2倍とする。)」を加える。

別表の備考の6を次のように改める。

6 本協会の育成センターが実施する事業については、別に定めるガイドラインにより支給する。

附 則

この規程は、2022年11月15日から施行する。

《参 考》改正の新旧対照表

旅費規程

新（改正後）	旧（現 行）				
一般財団法人富山県バスケットボール協会 旅費規程	一般財団法人富山県バスケットボール協会 旅費規程				
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略				
（旅費の計算）	（旅費の計算）				
<p>第4条 旅費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により、旅行に要する経費を計算する。ただし、用務の都合又は天災若しくは事故その他やむを得ない理由により、最も経済的な通常の経路及び方法で旅行し難いときは、その現によった経路及び方法により計算する。</p> <p>2 交通費の算定において、地域性を考慮し、車を使用する場合などの支給に当たっては、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">（1） 自己の車を使用して出張したときは、居住地から会場地までの<u>往復距離（片道距離1キロメートル未満を切捨て2倍とする。）</u>に1キロメートル当たり20円を乗じて得た金額に加え、やむを得ず高速料金や駐車料金等が発生したときは、それぞれの金額を支給する。</p> <p style="margin-left: 20px;">（2） 本協会が召集する県内における会議（評議員会、理事会及び委員会）、競技会等については、原則として交通費を支給しない。</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） 関係団体が主催する会議等において、旅費等が会費として設定されている場合は、専務理事の決裁により全額を支給する。ただし、会費が旅費を下回る場合は、差額を支給する。</p> <p>3 日当は、出発日から帰着日までの日数に応じて計算する。ただし、同一日に2回以上の出張をした場合の日当は、いずれか高いほうの額を支給する。</p> <p>4 宿泊料は、旅行中の夜数に応じて計算する。</p>	<p>第4条 旅費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により、旅行に要する経費を計算する。ただし、用務の都合又は天災若しくは事故その他やむを得ない理由により、最も経済的な通常の経路及び方法で旅行し難いときは、その現によった経路及び方法により計算する。</p> <p>2 交通費の算定において、地域性を考慮し、車を使用する場合などの支給に当たっては、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">（1） 自己の車を使用して出張したときは、居住地から会場地までの<u>往復距離</u>に1キロメートル当たり20円を乗じて得た金額に加え、やむを得ず高速料金や駐車料金等が発生したときは、それぞれの金額を支給する。</p> <p style="margin-left: 20px;">（2） 本協会が召集する県内における会議（評議員会、理事会及び委員会）、競技会等については、原則として交通費を支給しない。</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） 関係団体が主催する会議等において、旅費等が会費として設定されている場合は、専務理事の決裁により全額を支給する。ただし、会費が旅費を下回る場合は、差額を支給する。</p> <p>3 日当は、出発日から帰着日までの日数に応じて計算する。ただし、同一日に2回以上の出張をした場合の日当は、いずれか高いほうの額を支給する。</p> <p>4 宿泊料は、旅行中の夜数に応じて計算する。</p>				
第5条～第10条 略	第5条～第10条 略				
別表【抜粋】	別表【抜粋】				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; border: 1px solid black;">備考</td> <td style="border: 1px solid black;">6 本協会の育成センターが実施する事業については、別に定めるガイドラインにより支給する。</td> </tr> </table>	備考	6 本協会の育成センターが実施する事業については、別に定めるガイドラインにより支給する。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; border: 1px solid black;">備考</td> <td style="border: 1px solid black;">6 本協会のデベロップセンターが実施する講習会講師に対しては、交通費及び日当として3,000円を支給する。</td> </tr> </table>	備考	6 本協会のデベロップセンターが実施する講習会講師に対しては、交通費及び日当として3,000円を支給する。
備考	6 本協会の育成センターが実施する事業については、別に定めるガイドラインにより支給する。				
備考	6 本協会のデベロップセンターが実施する講習会講師に対しては、交通費及び日当として3,000円を支給する。				
附 則 略	附 則 略				
附 則					
この規程は、2022年11月15日から施行する。					

議案第2号

一般財団法人富山県バスケットボール協会ガバナンスコードの策定について

一般財団法人富山県バスケットボール協会ガバナンスコードを次のように策定する。

2022年11月15日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会ガバナンスコード

原則	項目	統治指針
1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	◆2016年度の当法人設立にあたり、法人運営に適用される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づいて定款を制定し、適切な運営に努めている。
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実態を備え、団体の規約等を遵守すること	本協会には該当しない。
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	◆定款に定めた事業を運営するにあたり、基本規程など、各種規程を定め運営している。

<p>(4)適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること</p>	<p>◆会長1名、副会長4名、専務理事1名、常務理事3名、その他の理事14名、監事2名の計25名の役員を置き、そのうち代表理事は会長と副会長の1名としている。</p> <p>◆現状、女性理事の割合は0%、外部理事の割合は26.1%（6/23）である。女性理事については、次期改選期に1名以上、その後40%以上になるよう努めていく。</p> <p>◆これまで役員は、規定に基づいて内部で選任し、理事会及び評議員会で承認していたが、2022年度の第3回理事会で役員候補者選考規程を承認したところであり、次期改選期からはこの規程を運用し、適切な候補者を選考することとしている。</p>
<p>(5)組織運営等に必要の規程を整備すること【追加】</p>	<p>◆定款、基本規程、倫理規程、裁定規程、規律規程、役員候補者選考規程、旅費規程、給与規程、就業規則等を整備して、組織運営に努めている。</p>
<p>(6)評議員/社員の多様性を図ること【追加】</p>	<p>◆定款で評議員定数を4名以上30名以内と規定している。また、基本規程で評議員の構成を市町村協会から15名以内、JBA加盟チームから7名以内、各種連盟から3名以内、理事会推薦1名以上5名以内とし、評議員選定委員会において選任している。</p>
<p>(7)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】</p>	<p>◆定款で理事定数5名以上25名以内、監事2名と規定している。</p> <p>◆基本規程において県内の加盟団体等からの推薦者及び学識経験者で構成すると規定している。</p> <p>◆理事の定数及び構成については、理事会、役員会等で随時検討していくこととしている。</p>
<p>(8)役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】</p>	<p>◆基本規程において、役員の定年制を就任時において70歳未満でなければならないと規定しているが、役員の知識及び経験が業務運営上、特に必要である場合は、理事会及び評議員会の同意を得た上で認めることとしている。役員の再任回数についての規定は現在設けていないが、議論を重ねているところである。</p>

	<p>(9) 役員及び評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】</p>	<p>◆役員候補者選考規程に基づく役員の選考にあたっては、市町村協会所属の評議員3名以内、各種連盟所属の評議員1名、理事1名、監事1名及び総務委員長で構成する役員候補者選考委員会において行うと規定している。</p> <p>◆定款で評議員の選任・解任については、評議員代表1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名で構成する評議員選定委員会において行うと規定している。</p>
	<p>(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること【追加】</p>	<p>◆現在の女性理事数は0名である。加盟団体においても同様であるため、構成として女性理事数40%以上というのは非常に高いハードルであるが、中期目標（4年程度）として20%、長期目標（10年程度）として40%を目指し取り組みたい。市町村協会や加盟団体との連携・協力をより一層推し進めることや、女性外部理事の登用を検討していくことを計画している。</p>
<p>2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</p>	<p>(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】</p>	<p>◆2021年度に中期目標として「Toyama Basketball Standard 2022」（以下「TBS2022」という。）を策定し、役員会及び理事会での承認を得て、ホームページで開示している。</p>
	<p>(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】</p>	<p>◆中期目標を定めた「TBS2022」に、協会組織の強化として、人的交流の促進を掲げ、人材発掘に取り組む姿勢を打ち出している。具体的には、役員の新陳代謝、外部・女性理事の活躍、社会人連盟の組織支援に取り組むことで、人材の発掘・育成につなげていきたい。</p>
	<p>(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】</p>	<p>◆毎年度、事業計画及び収支予算書を作成し、理事会での承認を経て、当協会ホームページで開示している。予算編成に際しては、各委員会等から大会及び事業毎の予算要求書の提出を求め、実績や実施状況及び将来構想をもとに査定している。</p> <p>◆毎年度、事業計画及び収支予算書をJBAに提出している。</p>

3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	◆機会をとらえて研修会等への参加を促すとともに、年度内の講習会を検討しているほか、次年度からは、評議員会等の場での実施を検討している。
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	◆指導者に対しては、指導者養成講習会の中でコンプライアンスに関する内容を取り入れているが、競技者に対しては、国体選抜チームの選手に対して簡単に実施している程度である。今後は、全てのカテゴリーにおいて、機会をとらえ研修会等への参加を促すとともに、開催方法等を検討中である。
	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	◆コンプライアンスに関する研修会等への参加を促すとともに、審判講習会や更新講習等の機会を利用してコンプライアンス教育を実施することを検討中である。
4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	◆会計ソフトを利用し、随時入出金を管理するとともに、契約している会計事務所で毎月の確認を得ている。また、定款に基づき、毎事業年度終了後には、事業報告、事業報告の付属明細書、貸借対照表、損益計算書及び貸借対照表と損益計算書の付属明細書を作成し、監査報告書とともに評議員会での承認を得ている。 ◆現時点において、当協会としての財務関連の規程は特に定めていないが、定款で「本定款に定めがない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う」としている。

	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	◆国庫補助金等を利用する際には助成金・補助金のガイドラインに定める要項に基づく申請を行い、倫理規程により、補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反時は懲罰処分対象と規定している。
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	◆会計事務所と契約を締結して決算期だけではなく、定期・不定期を問わず相談し、公正かつ適正な会計処理に務めている。
5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	◆毎年度、定時評議員会で承認を得た財務情報（決算書、貸借対照表、正味財産計算書、予算書）等をホームページで開示している。
	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	◆2022年5月にガバナンスコード・セルフチェックシートをホームページで開示している。
	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	◆毎年度、組織図、役員名簿、評議員名簿等の組織運営にかかわる情報を作成しホームページで開示している。
6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコードの個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】	◆基本規程において、市町村協会を含む加盟団体について、種別、役割、義務を規定している。 ◆市町村協会長等との意見交換会及び市町村協会を含む県内のバスケットボール関係者が参画する籠球懇話会をそれぞれ年1回ずつ開催し、意思疎通や情報交換を行ってきた。今後はより緊密な連携を図るため、市町村協会長等との意見交換会について、今後は年2～3回開催する予定である。

※項目欄の【追加】は、スポーツ庁が策定例に、JBA独自に追加することとしたもの。

議案第3号

一般財団法人富山県バスケットボール協会育成センターガイドラインの策
定について

一般財団法人富山県バスケットボール協会育成センターガイドラインを次のように策
定する。

2022年11月15日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野 上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会育成センターガイドライン

第1 育成センターの目的

一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「TBA」）は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」）が提唱する、世界に通用するバスケットボール環境構築のため、「世界基準を日常に取り入れる」「世界を目指す環境を整備」「世界を視野に入れた指導を日常から行う」という強化・育成方針に基づき、将来日本代表となる優秀な素質を持つ選手や可能性の高い選手に定期的に良い育成環境（練習環境・指導環境）を提供して個を大きく育てること、併せて指導者の研鑽の場として指導者を養成することを育成センターの設置目的とする。

U12 バスケットボールの楽しさを基盤としながら、選手個々の能力向上を主とし、局面別の個人技術・戦術を導入すること。

U14 バスケットボールの楽しさを基盤としながら、選手個々の能力向上を主とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の習得、その他必要に応じ強化的活動について学ぶこと。

U16 バスケットボールの楽しさを基盤としながら、選手個々の能力向上を主とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の発展、さらに国体選抜チームでの活動に繋げるため、強化活動の専門化へ向けて精神的準備を行うこと。

注) 強化活動の専門化とは、選手選考における選出、落選等の精神的負荷が増大する事を指し、精神的準備とは、あらかじめ説明を行うなどの配慮が必要なことを示している。

第2 定義

- 1 名称：TBA育成センター（Development Center＝略称DC）
- 2 事業単位：県育成センター（富山県：U16/U14/U13/U12/U11PDC）
地区育成センター（呉東/呉西地区：U14/U13DC）

3 T B A 育成センターの活動

- (1) 各カテゴリーの実態に応じて、活動計画を作成する。
- (2) 月1回以上、年間10回以上の活動を基本とする。
- (3) 原則として、1回の練習時間は3時間以内とする。ただし、宿泊を伴う実施を妨げるものではない。

4 位置付け

本事業は部活動とは切り離れた「社会教育事業」と位置付ける。

運動部活動ガイドライン（平成30年3月スポーツ庁より発表）において「競技団体は、競技の普及の観点から運動部活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、選手の育成・強化を運動部活動に委ねることなく、アスリートを目指す優れた素質を有する生徒が、各地域において競技力向上に係わる専門的な指導が受けられるよう、実施体制の整備を推進する必要」との指摘を鑑み、育成センターを計画する。

第3 選手・スタッフ

1 参加資格

- (1) Team J B A に選手登録を行っていること。
- (2) 外国籍選手の参加について、将来的な帰化の可能性を考慮し、Team J B A 選手登録を前提として参加を認める。
- (3) 居住地・学校所在地・活動場所のいずれかが富山県であること。国体選抜チームの参加資格と異なる場合がある。

【年代別事項】

◆年齢カテゴリー

優秀な選手の場合、上のカテゴリーで活動することは妨げない。（飛び級可）

U12 小学6年生の選手を中心とするが、小学5年生で優秀な選手の場合、U12カテゴリーで活動することは妨げない。ただし、学業との兼ね合い、実施時間夜間等の配慮を行うこと。

U14 中学2年生の選手を中心とするが、中学1年生で優秀な選手の場合、U14カテゴリーで活動することは妨げない。同様に、U13は中学1年生の選手を中心とするが、小学6年生で優秀な選手の場合、U13カテゴリーで活動することは妨げない。ただし、学業との兼ね合い、実施時間夜間等の配慮を行うこと。

U16 1月1日生まれ以降を年齢の基準とし、それ以下のDCは4月1日の年齢（学校における学年）とする。

理由：国体選抜チームの活動と連携を図るため、高校2年生早生まれ選手を含める。

2 選手参加規定

- (1) 原則として、育成センター活動を優先し参加すること。
- (2) 全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と日程が重複した場合は、チームの活動を優先することができる。平日の活動を実施する場合、選手・所属チームにあらかじめ日程を示し、過剰負担とならないように配慮する。
- (3) 飛び級の選手（優秀な選手で上のカテゴリーで活動する選手）は、上位・下位の

両方のDCに参加できる。ただし、上位DCを優先し、過剰負担にならないよう配慮する。

(4) 選手の入替え

U12 新たな有望選手発掘の観点から、年間2回程度の選手追加を行ってもよい。ただし、年代を考慮し、落選させることは行わないこと。

U14 新たな有望選手発掘の観点から、年間2回程度の選手入れ替えを行ってもよい。ただし、年代を考慮し、落選した選手の心理面への配慮を行うこと。

U16 新たな有望選手発掘の観点から、年間2回程度の選手入れ替えを行ってもよい。

3 参加人数

事業単位（県・地区）毎の参加人数は、20～40名程度とする。

4 参加料

- (1) 受益者負担の考え方にに基づき、選手から参加料を徴収する。
- (2) 1回当たり1,000円以内とし、年度の初めに決定し通知する。
- (3) 参加費収入が総経費の60～100%となるように設定するよう努力する。

5 運営スタッフ

(1) 全体総括

育成センターに関するマネジメント、指導内容、指導者の統制など、全てを統括する。

(2) カテゴリー総括マネージャー（事務局を兼ねる）

- ア 全体総括・指導責任者と連携を取りながら、カテゴリー内の活動を掌握する。
- イ カテゴリー間の連携を強化し、選手の情報共有を行う。
- ウ 年間計画・会計処理等を行う。

(3) 任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

6 指導スタッフ

(1) 全ての指導者は、TBA育成委員会により任命された者でJBAコーチライセンスを有する者とする。資格はC級ライセンス以上が望ましい。

(2) 指導スタッフは、JBA・TBA育成委員会のユース育成事業の趣旨を理解し、カテゴリー総括マネージャーと協力して育成センター活動の充実を図る。

(3) 事業単位毎にメイン指導者、サブ指導者及びマネジメントをおくことが望ましい。マネジメントは、カテゴリー総括マネージャーと連携して事務的業務も行う。

(4) 任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

(5) 指導スタッフの任命・解任の権限は、TBA育成委員会にある。

7 遵守事項

(1) JBAインテグリティ委員会による「クリーンバスケット、クリーン・ザ・ゲーム」を遵守し、暴力暴言根絶を徹底すること。

※JBA行動規範には暴言暴力のほか、不適切な指導、安全義務違反、リクルート、金品の贈与・受理等が含まれる。特に重大な過失を伴う重い事故が生じた場合、保険だけでは対応でないことがあること、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと。

(2) 選手選考に際し、選手の進路決定に影響する発言・行動を行わないこと。

第4 指導内容・研修・選手選考

1 指導内容

- (1) 人間教育を重視すること。「人間力なくして競技力向上なし」(JOC強化方針)
- (2) JBA技術委員会ユース育成部会より提示されたJBA育成方針に基づき、TBA育成委員会の実情に応じて指導内容を決定する。
- (3) 習熟度、発達状況を考慮し、幅を持たせた柔軟な対応を行う。
- (4) 勝利至上主義に陥ることなく、勝つためのチーム作りの場とならないこととする。

【年代別事項】

- U12 個の育成を主眼とし、局面別の個人技術・戦術の習得理解を目指す。
- U14 個の育成を主眼とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の習得理解を目指す。
- U16 個の育成を主眼とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の習得、チーム戦術への応用を目指す。

2 コーチ研修会

- (1) 年度当初に全ての育成コーチを対象としたJBAコーチ研修会に参加すること。
- (2) 研修会に参加できない場合は、これに代わる指定の講習会に参加しなくてはならない。

3 選手選考

- (1) 育成年代の選手の選考にあたっては、「今」の評価だけでなく、「将来」を想定した評価を取り入れ選考を行うこと。
- (2) 別に定める選手評価基準を参考に、TBA育成委員会の定める担当者が合議の上で選手選考を実施する。
- (3) 育成センター設置の目的を鑑み、国体活動と目的を異として勝利を目指すチーム作りのための選考となってはならない。

【年代別事項】

- U12 育成方針を念頭におき、子どもの目標とするための選手選考を県・地区単位で行ってもよい(選手選考は必須としない)。

第5 運営

1 スポーツ傷害保険

育成センター活動では、選手及び指導スタッフに対してスポーツ傷害保険の加入を義務付ける。

2 安全対策と緊急時対応マニュアル

- (1) 育成センター活動中の選手の傷害・疾病対応について、保護者に対し事前に免責範囲を説明して同意書の提出を義務付ける。
- (2) 育成センター活動中に起こる事故等に対する緊急対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、周知しておくこと。
- (3) 選手及び指導スタッフの怪我・事故、選手間のいじめ・暴力等が発生した場合、育成センターコーチはカテゴリー総括マネージャー及び全体総括に報告する。特に入院・通院加療が必要な怪我の場合は、速やかに報告すること。

3 マルファン症候群の取り扱い

- (1) マルファン症候群について参加選手の保護者の理解のもと、問題がないことを保護者自身で確認し、同意書にて確認をすること。
- (2) マルファン症候群の選手は、本事業には参加できない場合がある。
- (3) 高身長者が多い競技特性から、指導者もマルファン症候群の理解に努めること。

4 肖像権・ビデオ撮影・写真撮影の取り扱い

- (1) 参加者に肖像権の承諾について、同意書等で確認すること。
- (2) 育成センター実施内容の撮影は、指導内容の共有や個人での利用目的として許可される。
- (3) 育成センター実施映像のSNS、インターネット上への配信は禁ずる。

5 スポンサー

育成センター事業については、裁量でスポンサー獲得を検討してよい。

6 TBAロゴ・エンブレムの使用

TBAロゴ・エンブレムの使用の際は、TBA事務局の指導に従う。

7 リフレッシュポイント付与（「コーチに関する規程」による）

指導スタッフには、リフレッシュポイントを年間1ポイント付与する。ただし、活動実態が伴う者に限るほか、TBA指導者養成委員会がその処理を行う。

※指導スタッフとは、TBAが認証し、指導に直接関わっているコーチとする。（マネージャーは不可）

8 個人情報の取り扱い

- (1) 本事業により得た個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理する。育成センター以外の目的に転用しないこと。
- (2) 本事業により得た個人情報は、強化・育成事業に利用することがある。
- (3) 本事業により得た個人情報は、選手の強化や発達段階の調査、怪我予防のデータとして利用することがある。

第6 計画と報告

1 事業規模の決定

TBA育成委員会は、事業規模を決定する。

2 開催要項・運営要項の作成

TBA育成委員会は、本ガイドラインに準じて各DC開催要項・運営要項を作成し、理事会の承認を得る。

3 「旅費・日当・謝金規程」の作成

TBA育成委員会は、本ガイドラインに準じてDC旅費・日当・謝金の規程を作成し、理事会の承認を得る。

4 名簿作成

事業単位毎に、選手及び指導スタッフの名簿を所定の書式にて作成する。

5 カテゴリー別の県・地区別年間計画日程の作成

実施の日時・場所について、カテゴリー別に年間計画日程をカテゴリー別総括マネージャーが所定の書式にて作成し、全体総括はこれをまとめて年間計画日程を作成する。

6 収支計画

全体総括は、カテゴリー別マネージャーと協力してカテゴリー別に県・地区別経費項目を試算し、収入の財源（選手参加料、スポンサー収入、TBAからの予算化・D-fund その他補助金など）を勘案し収支計画を作成する。作成にあたっては、以下に留意する。

- (1) DC旅費・日当・謝金の規程に基づき作成する。
- (2) 後述の支出規定を参照する。
- (3) JBAのD-fundを利用する場合はD-fund規程に従い収支計画を作成する。
- (4) 特別な場合を除き、選手参加料を徴収する。

7 実施計画書の提出

全体総括（TBA育成委員長）は、JBAユース育成部会のDC実施計画書【書式1】を作成し、当該年度4月末までにTBA事務局へ提出する。

8 収支計画書の提出

- (1) 全体総括（TBA育成委員長）は、別途収支計画書を作成してTBA事務局へ提出する。
- (2) JBAのD-fundを利用する場合は、「D-fund運用細則」に基づき収支計画書を作成してTBA事務局へ提出する。

9 事業単位別の報告

育成センター実施後、指導スタッフ（マネジメント）は実施報告、収支報告及び証拠書類（旅費日当精算書・領収書）をカテゴリー総括マネージャーに提出する。
（書式不問）

10 実施報告書の作成と提出

カテゴリー総括マネージャーは、事業単位別実施報告書をまとめ、全体総括に提出する。

- (1) 全体総括（TBA育成委員長）は、各カテゴリー総括マネージャーの実施報告書をまとめてJBAユース育成部会のDC実施報告書【書式2】を作成し、次年度5月末までにTBA事務局へ提出する。
- (2) JBAのD-fundを利用する場合は、「D-fund運用細則」に基づき、TBA事務局へ提出する。

11 収支報告書の作成と提出

カテゴリー総括マネージャーは、事業単位別収支報告によりカテゴリー別活動における収支処理を行い、収支報告と証拠書類（旅費日当精算書・領収書）を全体総括に提出する。

- (1) 全体総括（TBA育成委員長）は、各カテゴリーの収支報告をまとめてJBAユース育成部会のDC収支報告書【書式3】を作成し、次年度4月末までにTBA事務局へ提出する。
- (2) 収支報告書（様式不問）と証拠書類（旅費日当精算書・領収書）をTBA事務局へ提出する。
- (3) JBAのD-fundを利用している場合、全体総括（TBA育成委員長）はD-fund要項に基づき書類を作成し、TBA事務局へ提出する。（JBAのD-Fund A活動別収支報告書【様式3-2②A】、支出明細書【様式3-3A】、D-Fund A収支報告書集計表【様式3-2①A】）

※【書式1・2・3】は、JBAホームページにおけるユース育成関連資料のページ、
4. 都道府県・地区育成センター関係書類の(4)に掲出されているもの。

第7 支出規定

スポンサー収入・TBAからの予算化・その他補助金などが多額でなく、選手参加料が収入の中心である場合、以下のように支出を規定する。

1 支出項目

(1) 旅費(交通費)

交通費は、TBA旅費規程に準じ支給しない。

(2) 日当

ア メイン指導者 3,000 円(交通費相当額として 1,000 円を含む。)

イ サブ指導者及び補助者 2,000 円(交通費相当額として 1,000 円を含む。)

(3) 謝金

審判 1 ゲーム 1,000 円(別途、交通費相当額として日当 1,000 円を支給する。)

(4) 借損料(会場利用料)

(5) 通信運搬費 切手代等

(6) 消耗品費 コピー用紙等事務用消耗品代、スコアシート等

(7) 会議費

(8) 保険料

(9) 支払手数料

(10) 食糧費

2 支出対象者

指導スタッフ(コーチ)及びマネジメントスタッフ(マネージャー)

3 DCの対象とならない経費

(1) 懇親会費や関係者との酒宴費用

(2) 会議費・食糧費としての一人 1,000 円(消費税別)以上の弁当代

(3) 支出対象者に該当しない者にかかる費用(旅費、弁当代等)

(4) 個人所有となる備品・消耗品等

(5) スタッフ、選手の個人ウェア代

(6) 選手及び引率の保護者の旅費(特別な規定がある場合を除く。)

報告・協議事項(1)

一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第27条第6項の規定により、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況を報告する。

職務執行状況一覧

月	日	出席会議、大会等	野上 会長	荻原 副会長	牧田 副会長	深松 副会長	山崎 副会長	松倉 専務理事	丹羽 常務理事	廣川 常務理事	構 常務理事
9	19	2022年度(一財)富山県バスケットボール協会第3回理事会		○	○	○		○	○		○
9	25	(公財)日本バスケットボール協会定時評議員会						○			
10	2 ~4	第77回国民体育大会(栃木県)応援・視察					○	○		○	
10	25	2022年度(一財)富山県バスケットボール協会第3回役員会		○	○	○	○	○	○	○	○
11	6	第3回全国U15バスケットボール選手権大会県予選表彰式		○				○			

報告・協議事項(2)

専務理事、各委員会等からの連絡・報告について

その他